

第 26 期滋賀県スポーツ推進審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

No.	氏 名	所属機関・団体	役職	任期数	備考
1	泉岡 亜里砂	滋賀県スポーツ少年団	副本部長	1	
2	岩永 裕貴	滋賀県市長会	甲賀市長	2	欠席
3	大谷 未央	明治国際医療大学女子サッカー部 (アテネオリンピックサッカー日本代表)	指導者	3	欠席
4	大西 久美子	滋賀県スポーツ推進委員協議会	副会長	1	
5	門 久仁裕	公益社団法人滋賀県スポーツ協会	常務理事	3	
6	崎山 美智子	一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会	理事	1	
7	佐藤 馨	びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部	准教授	1	
8	田中 ゆかり	長浜市立木之本小学校 (東京パラリンピックシッティング バレーボール日本代表)	教諭	4	欠席
9	土屋 裕睦	大阪体育大学スポーツ学部	教授	2	Web 参加
10	永浜 明子	立命館大学スポーツ健康科学部	教授	5	
11	名谷 美咲	(公募委員)		1	欠席
12	宮川 一朗	公益社団法人びわこビジターズビューロー 国内誘客部	部長	1	
13	藪田 守彦	HPL 株式会社 (彦根総合スポーツ公園野球場 ネーミングライツパートナー)	代表取締役	2	
14	涌井 努	滋賀県中学校体育連盟 (彦根市立東中学校)	会長	2	
15	渡邊 孝宏	滋賀県障害者スポーツ協会卓球専門部	副部長	2	

国スポ・障スポのレガシーの継承・発展について



湖国の感動「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」

わたしが あなたが みんなが輝いた大会

今年度の大きな“感動、経験”を未来につなげる

国スポ



● 会期前 2025.9.6～9.15、9.21～9.25

● 本会期 2025.9.28～10.8

来場者数 のべ
約60.4万人

男女総合成績
第1位(天皇杯)

女子総合成績
第1位(皇后杯)

● 本会期 2025.10.25～10.27

来場者数 のべ 約8.2万人

金 87個
銀 53個
銅 34個
メダル過去最高
合計 174個

障スポ



環境に配慮し実践する大会

- ✓マイボトル持参の呼びかけ
各会場での給水 ペットボトル約39,000本分
- ✓リユース食器 約10,000個の再利用
- ✓CO₂ネットゼロアクションチェックシート
670人・38事業所が参加



スポーツの力でつくる共生社会

- ✓「カームダウンスペース」設置
- ✓障害の有無に関わらず楽しめる様々な工夫
- ✓大会をきっかけに
共生社会の実現への関心が高まった 86%
※来場者アンケートより



おもてなしで滋賀の魅力発信

- ✓県産食材・郷土料理の式典弁当
- ✓おもてなSHIGAエリア:
滋賀の食、グッズ、体験等
- ✓各競技会場でのべ約10,000人のボランティア



子ども、若者、女性が活躍

- ✓学校観戦等 約300校、約35,000人の子どもたち
- ✓レイキッズ卒業生の活躍
- ✓県内の学生等約1,700人が障スポ選手団サポーターに
- ✓高校生を中心に競技補助員のべ約15,000人



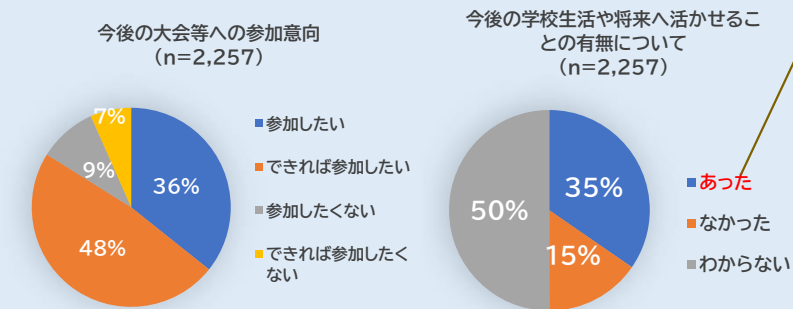
スポーツを「する」だけではない、様々な価値が育まれた大会

レガシー継承・発展に向け、2026年 再始動

国スポ・障スポを通じて得た様々な声

● 若者からの声 ●

中・高・特支学生（競技補助員等）



➤ 84%の生徒が今後も大会等への参加意向を有していた。
今後の学校生活等への活かし方については、半数が不明との回答であったが、大会を通じて新たな気づきを得た生徒も認められた。

「あった」と回答のあった生徒等のコメント（活かせることの具体的内容）

- 障スポでの選手の笑顔を見て心が暖くなり、自分は人の笑顔をみるのが好きだと気づいた。その気づきを将来の夢に繋げられるようにしたい。（高等学校）
- 裏方の役割を知れて裏方の有り難さを知る事が出来たから。（特別支援学校）
- 周りで困っている人に気軽に声かけにいく姿勢や公共の場としての挨拶等のマナー。（高等学校）
- その人が感じた苦労や努力などの経験を聞いたりすることが大事だと気づき、これは自分の将来に充分活かせるものだと思う。（中学校）

大学生等（障スポ選手団サポーター）

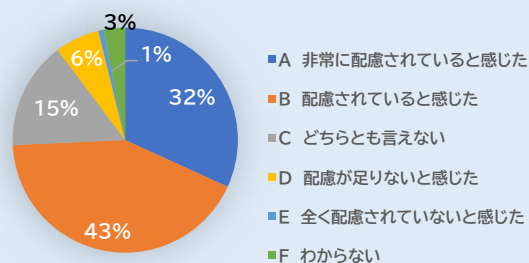
コメント（大会で得られた気づき）

- 障がい者の方は皆さん同じではなく、一人ひとりの障がいが違うので、その人にあったサポート、対応の仕方があると感じた。
- 障害の方とこんなに関われる機会はないし、初めて知れたことや、尊敬することもたくさんあった。すごく貴重な体験をできて楽しかった。またなにか参加したいと思った。
- サポートする側を初めて試みて、今ある環境に改めて感謝を覚えました
- 気遣いや気配り。周りを見て判断したり自分から動くことが大切
- 自分から主体的にコミュニケーションを取ることで、心を開いてもらえるようになった。自分から動くことが大切で、自分のいる価値を見出すのも自分次第だと強く感じた。

● 障スポ選手など来場者からの声 ●

（共生社会実現に向けたアンケート）

障害者や高齢者、小さなお子様連れなどにスタッフや施設が配慮できており、誰もが安心して過ごせる環境づくりがされていると感じましたか。
(n=654)

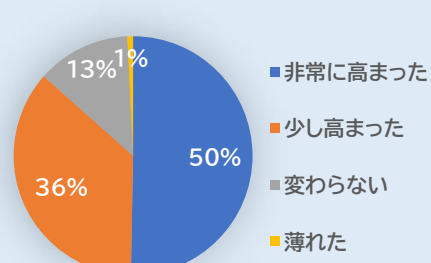


➤ ハード面での指摘もあったが、ソフト面でのもう少しの思いやりや気づきで改善できる指摘も多かった。

（問）改善が必要な点は

- スタッフが急に車いすの前を横切るような場面が何度も見られた。（40代 大会役員・式典出演者等）
- 車椅子の走行注意マークがあるとよりよかったです。（段差や坂）（50代 選手・監督等）
- 公式練習場では、ボランティアの方一人一人が試合に向かう選手にエールの言葉を送っていただき、選手団からも過去の大会でここまで応援していただける県はなかったと喜んでおられました。（改善点ではありませんが、ぜひ知っていただきたく記入しました）（30代 ボランティア・運営スタッフ）

大会をきっかけに、共生社会の実現への関心が高まりましたか？
(n=654)



（問）大会のレガシーとして共生社会づくりが進むために、具体的にどのような行動が必要か

- 共生社会づくりの一環である建物づくりにおいて、健常者主体で物事を進めるだけでは細部まで配慮が行き届かないため、障害を持つ選手の意見をもっと取り入れる機会を増やすことが必要と感じた。（20代 大会役員・式典出演者等）
- 共生社会では、一人ひとりがもつ身体的、精神的な特徴、困難な部分も含めた自己開示と他者理解の促進が必要だと思います！そのためには選手や運営サポートの方々とのコミュニケーションが必要で、その交流こそがはじめの一歩だと思います。（40代 選手・監督等）
- 現役の選手が教育施設などの訪問を通して子どもたちにも興味を持って貰えるようなカリキュラムを作成する必要があると思う。（10代 選手・監督等）
- 障害者のイメージが身体と精神がごちゃ混ぜになっている印象が強い。ちゃんと違いを認識することがスタートラインだと思います。（60代 選手・監督等）

「国スポ・障スポ」のレガシーの継承・発展

Restarting in 2026

大会で得た感動や経験、うまれた“人とスポーツとの様々な関わり”を未来への糧に！

スポーツのちからで

かわる つながる ひろがる

SHIGA



かわる

まちがかわる

- ・シンボルスポートの創出と定着
- ・スポーツ施設の利用促進や有効活用

移動がかわる

- ・ライドシェア等の実証、新たなモビリティの検討

学校での活動がかわる

- ・部活動改革（地域連携等の推進）

- ▶ 2030年までにシンボルスポート定着を目指す
- ▶ 2027年に県内公共スポーツ施設の利用者数を880万人以上に
- ▶ 中学校部活動における地域連携の推進と地域展開を見据えた対応

ひとがつながる

- ・観光コンテンツの磨き上げ
- ・「食」を通じたファンや関わりの創出
- ・HPに構築した魅力発信ページを活かした情報発信
- ・パラアスリート交流

行動につながる

- ・健康づくりの推進
- ・しがプラスチックチャレンジプロジェクト

大会の経験がにつながる

- ・近畿ブロックインターハイ（2026年）
- ・ワールドマスターズゲームズ関西（2027年）
- ・サイバーセキュリティの確保、テロ対策等の推進
- ▶ 2027年に観光入込客数を6,000万人（過去最高）に
- ▶ 客観的健康寿命のさらなる延伸
- ▶ 給水スポットのさらなる増加

つながる

夢・可能性がひろがる

- ・ジュニアアスリート育成
- ・アスリートのセカンドキャリア支援
- ・子どもの体験活動の充実

楽しさひろがる

- ・スポーツの集客力を生かした公園の魅力発信
- ・レベルや特性等に応じたスポーツ振興
- ・スポーツ人材の育成

裾野がひろがる

- ・パラスポーツ実施機会・環境の充実
- ・子育て世代のスポーツ環境整備
- ・共感を広げ、支える人の裾野を広げる

大会を機に醸成された機運がひろがる

- ・スポーツ施設等へのウォーターサーバー設置
- ・共生社会づくり、ユニバーサルデザイン
- ・手話等による意思疎通の促進
- ・社会全体で取り組む治安対策の強化

- ▶ 2027年にスポーツを観戦した県民の割合を40%以上、スポーツボランティア参加者数を3,800人以上に
- ▶ 共生社会になっていると感じる人の割合をUP

大会を契機にうまれた有形無形のレガシーで
「健康しが」を深化

「国スポ・障スポ」のレガシーの継承・発展

スポーツ課の主な取組

▶ 誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくり

県立スポーツ施設の利用促進・活性化

- ・県立スポーツ施設への来場と利用を促進
- ・「する」「みる」「支える」人の増加



パラスポーツの振興

- ・障害のある人の「する」「みる」「支える」を推進
- ・スポーツを通じた共生社会の実現



▶ スポーツを通じた地域の活性化

地域のシンボルスポーツの創出・定着

- ・シンボルスポーツの普及・振興
- ・合宿の誘致などシンボルスポーツを通じた地域の活性化



プロスポーツを活用した地域活性化

- ・プロスポーツの魅力や集客力を活かした広報
- ・スポーツツーリズムを通じた地域の活性化



▶ レベル・特性に応じたスポーツ振興

競技スポーツの振興

- ・県民の健康づくりを支える指導人材の確保
- ・競技スポーツの振興にかかる環境の整備



ワールドマスタースゲームズ2027関西の開催にむけた準備

- ・参加者・ボランティアの確保
- ・機運の醸成



▶ 部活動の地域連携・地域展開

運動部活動の地域連携・地域展開

- ・将来にわたってスポーツに親しむ機会の確保・充実
- ・地域連携・地域展開を見据えた指導者の確保・育成
- ・地域活動団体との連携促進



レガシーの継承・発展
～スポーツのちからでSHIGAを元気に～

●スポーツ活動が県内各地で日常的に実施される **身近に楽しむ**

障害のあるなしに関わらずスポーツに関われる

- ## ●スポーツが人と地域をつなぐ

- ・地域（人・企業）がスポーツで盛り上がり、一体感が醸成される
地域で取り組まれるスポーツが様々な役割を生む
（選手・指導者・支援者など）
シンボルスポートを通して、地域を支える子どもを地域で育てる
- ・スポーツでの取組が地域の活性化（持続可能）へつながる
稼ぐスポーツ・外部の人を魅了するスポーツ（シンボル）を創る（定着）
環境に配慮されたスポーツ環境整備
- ・スポーツで生まれる地域（つながり）の取組が、共生社会実現への一歩となる
障害のある人となない人の交流機会の創出⇒気づきにつなげる
＜効果＞ 地域コミュニティの確立、地域経済を活性化、
地域ブランド力向上に伴い郷土愛を創出

自分らしく輝ける

- ・個々に望むかたちでスポーツに関われる
子育て世代支援、競技力の維持向上（次世代育成など）
レベル・特性に応じたスポーツ振興
- ・生涯にわたり様々なスポーツの関わり方が実現される（する・みる・支える）
ワールドマスターズ、パラスポーツ（選手・指導者・支援者など）
ボランティア活動、プロスポーツ、各地で開催されるスポーツ大会

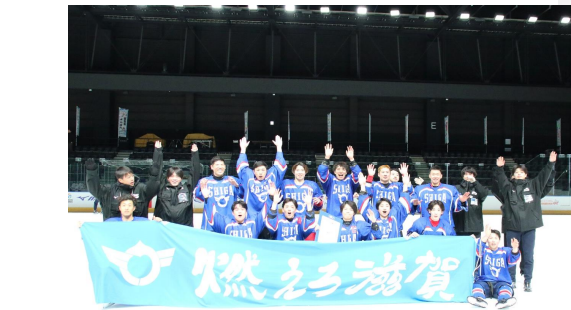
<効果> やりがい・生きがいをスポーツで発見
(様々なスポーツでの体験が喜びや楽しみの実感に)
本人だけでなく、多くの方への好影響となるシーンを創出



- 8 -

【第80回国民スポーツ大会】 冬季大会の結果概要

第80回国スポ 冬季大会が青森県と秋田県で開催
冬季大会終了時点での男女総合成績は 過去最高の **4位**！



競技名	天皇杯得点	順位	皇后杯得点	順位
スケート	77点	10位	39点	13位
アイスホッケー	50点	4位		
スキー	40点	9位	34点	5位
総合成績	167点	4位	73点	5位

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に向けた選手強化の取組は
レガシーとして成果に表れています！

第4期滋賀県スポーツ推進計画の策定スケジュール(案)

資料3

	令和8年度							令和9年度											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
フェーズ						骨子案							素案				最終案		策定
審議会	第1回 現計画の実施状況				第2回 諮問 計画の方向性				第3回 骨子案				第4回 素案 現計画の実施状況				第5回 答申案 答申		
県議会	9月議会 現計画の実施状況	10月常任 現計画の実施状況							5月常任 第4期計画策定	6月常任 骨子案			9月議会 現計画の実施状況	10月常任 ・素案 ・現計画の実施状況				2月常任 ・パブコメ結果 ・計画案	
その他の会議等																		※法第10条に基づく 教育委員会 意見聴取	
県民政策コメント														県民政策コメント					

第1章 計画の基本的事項
計画の位置付け 滋賀県スポーツ推進条例第8条に基づき、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。
計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間

第2章 計画策定の背景

社会情勢の変化

- 人口減少と高齢化の進展
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- 学校の運動部活動改革に向けた取組
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催
- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ、ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催
- SDGsとスポーツ

県民のスポーツ活動の状況

第2期計画の取組状況と課題

基本方針Ⅰ

政策1

政策2

取組状況

- 「滋賀県民総スポーツの祭典」やオンラインを活用した運動・スポーツ教室、健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を活用したウォーキングイベントなどを開催し、**県民のスポーツの機会を創出**
- 小・中学校での体育・保健体育の質的向上に向けた授業公開・研究協議や、休日部活動の地域移行に係る実践研究の実施など、**子どもの運動・スポーツ活動の充実**につながる取組
- 障害者スポーツに係る教室や体験イベントの開催など、**障害のある人のスポーツ活動の充実**
- スポーツイベント等での活動機会の提供や研修会の実施など、**スポーツボランティア活動の充実**
- H.P.「しがスポーツナビ」による多様な情報発信や、「しがスポーツ大使」による県民との交流の創出

基本方針Ⅱ

政策3

政策4

取組状況

- 総合型地域スポーツクラブ**に対する研修会の実施など、クラブの育成
- スポーツ少年団**の指導者養成等の取組に対する支援など、団の育成
- わたSHIGA輝く国スポ・障スポの主会場や滋賀アリーナなど、**県立スポーツ施設の整備**
- 「ピワイチ」の環境整備など、**豊かな自然環境を活用したスポーツ**

基本方針Ⅲ

政策5

政策6

取組状況

- 次世代アスリート発掘育成事業「滋賀レイキッズ」の実施や、トップアスリートの県内就職を支援する職業紹介所「SHIGAアスリートナビ」の開設など、**選手の育成・強化**等を推進
- 東京オリパラの事前合宿の受入れなど、**ホストタウン相手国との交流**を推進
- 競技会場となる市町への支援や、大会テーマソングの発表等を通じて機運醸成など、**わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催準備**を推進

主な課題

- スポーツ実施率の伸び悩み（特に働き盛りの世代、女性）
- 子どもの運動・スポーツ実施時間の減少、体力の低下
- 少子化等の影響による一部の運動部活動の維持困難
- 働き盛りの世代や女性などが気軽に参加できる取組や行動変容を促す取組の推進
- 子どものスポーツに対する興味・関心を高める取組の強化や、教員の研修や授業研究の充実、スポーツに継続して親しむことができる機会の確保
- 障害のある人がスポーツを身近な地域で取り組む機会づくり

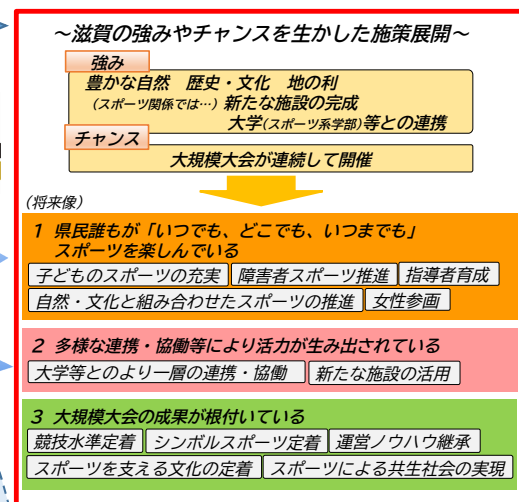
主な課題

- 総合型クラブやスポーツ少年団など身近なスポーツをする場の充実
- わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた施設整備の着実な推進
- ピワイチや湖上スポーツ等、アウトドアスポーツの情報発信
- 県内プロスポーツチームによる発信やスポーツイベント時の観光プランの提供など、スポーツを通じた本県の魅力発信

主な課題

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等の着実な準備
- わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた県全体の競技力の底上げ
- 大規模大会の開催を契機とした開催競技の地域への定着や大会運営等のノウハウの磨き上げ、未来への継承

基本方針Ⅰ 政策1 政策2 取組状況 「滋賀県民総スポーツの祭典」やオンラインを活用した運動・スポーツ教室、健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を活用したウォーキングイベントなどを開催し、県民のスポーツの機会を創出 - 小・中学校での体育・保健体育の質的向上に向けた授業公開・研究協議や、休日部活動の地域移行に係る実践研究の実施など、子どもの運動・スポーツ活動の充実につながる取組 - 障害者スポーツに係る教室や体験イベントの開催など、障害のある人のスポーツ活動の充実 - スポーツイベント等での活動機会の提供や研修会の実施など、スポーツボランティア活動の充実 - H.P.「しがスポーツナビ」による多様な情報発信や、「しがスポーツ大使」による県民との交流の創出	<table> <tr> <th>主な指標</th><th>策定時</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>目標(R4)</th></tr> <tr> <td>成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率</td><td>男 35.6% 女 36.8% (H28)</td><td>39.7% 40.0%</td><td>45.6% 42.4%</td><td>50.1% 47.4%</td><td>55.2% 48.6%</td><td>65%以上 65%以上</td></tr> <tr> <td>子ども（男・女）の1週間の運動・スポーツ実施時間（土日を含み、平日授業を除く）【小学5年生】</td><td>男590.7分 女347.2分 (H28)</td><td>586.6分 341.7分</td><td>558.8分 330.2分</td><td>—</td><td>527.5分 313.4分</td><td>625分 382分</td></tr> <tr> <td>障害者の週1回以上のスポーツ実施率</td><td>38.1% (H29)</td><td>—</td><td>—</td><td>28.9%</td><td>—</td><td>65%以上</td></tr> <tr> <td>スポーツボランティア登録者数（本県ボランティア登録システム利用）</td><td>334人 (H28)</td><td>1,789人</td><td>3,379人</td><td>3,629人</td><td>3,823人</td><td>2,000人以上</td></tr> </table>	主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標(R4)	成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率	男 35.6% 女 36.8% (H28)	39.7% 40.0%	45.6% 42.4%	50.1% 47.4%	55.2% 48.6%	65%以上 65%以上	子ども（男・女）の1週間の運動・スポーツ実施時間（土日を含み、平日授業を除く）【小学5年生】	男590.7分 女347.2分 (H28)	586.6分 341.7分	558.8分 330.2分	—	527.5分 313.4分	625分 382分	障害者の週1回以上のスポーツ実施率	38.1% (H29)	—	—	28.9%	—	65%以上	スポーツボランティア登録者数（本県ボランティア登録システム利用）	334人 (H28)	1,789人	3,379人	3,629人	3,823人	2,000人以上	基本方針Ⅱ 政策3 政策4 取組状況 総合型地域スポーツクラブに対する研修会の実施など、クラブの育成 スポーツ少年団の指導者養成等の取組に対する支援など、団の育成 - わたSHIGA輝く国スポ・障スポの主会場や滋賀アリーナなど、県立スポーツ施設の整備 「ピワイチ」の環境整備など、豊かな自然環境を活用したスポーツ	<table> <tr> <th>主な指標</th><th>策定時</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>目標(R4)</th></tr> <tr> <td>総合型クラブで指導する有資格指導者数</td><td>267人 (H28)</td><td>229人</td><td>280人</td><td>283人</td><td>396人</td><td>370人以上</td></tr> <tr> <td>県内の公共スポーツ施設の利用者数</td><td>6,617,409人 (H26)</td><td>583万人</td><td>570万人</td><td>348万人</td><td>411万人</td><td>730万人以上</td></tr> <tr> <td>スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数（暦年）</td><td>1,002万人 (H28)</td><td>1,091万人</td><td>1,105万人</td><td>795万人</td><td>876万人</td><td>1,200万人以上</td></tr> <tr> <td>滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数</td><td>60,844人 (H29)</td><td>95,753人</td><td>73,262人</td><td>35,211人</td><td>42,174人</td><td>100,000人以上</td></tr> </table>	主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標(R4)	総合型クラブで指導する有資格指導者数	267人 (H28)	229人	280人	283人	396人	370人以上	県内の公共スポーツ施設の利用者数	6,617,409人 (H26)	583万人	570万人	348万人	411万人	730万人以上	スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数（暦年）	1,002万人 (H28)	1,091万人	1,105万人	795万人	876万人	1,200万人以上	滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	60,844人 (H29)	95,753人	73,262人	35,211人	42,174人	100,000人以上	基本方針Ⅲ 政策5 政策6 取組状況 - 次世代アスリート発掘育成事業「滋賀レイキッズ」の実施や、トップアスリートの県内就職を支援する職業紹介所「SHIGAアスリートナビ」の開設など、選手の育成・強化等を推進 - 東京オリパラの事前合宿の受入れなど、ホストタウン相手国との交流を推進 - 競技会場となる市町への支援や、大会テーマソングの発表等を通じて機運醸成など、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催準備を推進	<table> <tr> <th>主な指標</th><th>策定時</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>目標(R4)</th></tr> <tr> <td>国体総合順位</td><td>39位 (H29)</td><td>31位</td><td>30位</td><td>—</td><td>—</td><td>8位以内</td></tr> <tr> <td>県障害者スポーツ大会の参加者数</td><td>773人 (H29)</td><td>757人</td><td>708人</td><td>150人</td><td>562人</td><td>1,000人以上</td></tr> <tr> <td>オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数</td><td>3市 (H28)</td><td>5市</td><td>5市</td><td>5市</td><td>5市</td><td>6市町以上</td></tr> </table>	主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標(R4)	国体総合順位	39位 (H29)	31位	30位	—	—	8位以内	県障害者スポーツ大会の参加者数	773人 (H29)	757人	708人	150人	562人	1,000人以上	オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数	3市 (H28)	5市	5市	5市	5市	6市町以上	主な課題 - わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等の着実な準備 - わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた県全体の競技力の底上げ 大規模大会の開催を契機とした開催競技の地域への定着や大会運営等のノウハウの磨き上げ、未来への継承
主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標(R4)																																																																																																		
成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率	男 35.6% 女 36.8% (H28)	39.7% 40.0%	45.6% 42.4%	50.1% 47.4%	55.2% 48.6%	65%以上 65%以上																																																																																																		
子ども（男・女）の1週間の運動・スポーツ実施時間（土日を含み、平日授業を除く）【小学5年生】	男590.7分 女347.2分 (H28)	586.6分 341.7分	558.8分 330.2分	—	527.5分 313.4分	625分 382分																																																																																																		
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	38.1% (H29)	—	—	28.9%	—	65%以上																																																																																																		
スポーツボランティア登録者数（本県ボランティア登録システム利用）	334人 (H28)	1,789人	3,379人	3,629人	3,823人	2,000人以上																																																																																																		
主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標(R4)																																																																																																		
総合型クラブで指導する有資格指導者数	267人 (H28)	229人	280人	283人	396人	370人以上																																																																																																		
県内の公共スポーツ施設の利用者数	6,617,409人 (H26)	583万人	570万人	348万人	411万人	730万人以上																																																																																																		
スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数（暦年）	1,002万人 (H28)	1,091万人	1,105万人	795万人	876万人	1,200万人以上																																																																																																		
滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	60,844人 (H29)	95,753人	73,262人	35,211人	42,174人	100,000人以上																																																																																																		
主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標(R4)																																																																																																		
国体総合順位	39位 (H29)	31位	30位	—	—	8位以内																																																																																																		
県障害者スポーツ大会の参加者数	773人 (H29)	757人	708人	150人	562人	1,000人以上																																																																																																		
オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数	3市 (H28)	5市	5市	5市	5市	6市町以上																																																																																																		



目指す姿

スポーツで滋賀を元気に！感動を未来へ！

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、感動を共有し、互いに連携・協働することを通じて、地域に誇りや愛着を持ち、健やかで豊かな生活を営むことができる共生社会の実現

滋賀県スポーツ振興課

第3章 計画の目指す姿・基本方針等 / 第4章 今後5年間の具体的展開方策				
基本方針	施策	展開方策	指標【目標値】	
Ⅰ 「健やかで豊かな生活」をつくる 【人】	1 生涯にわたるスポーツ活動の充実 	(1) 県民総スポーツの機会づくりの推進 (2) 女性や働き盛りの世代に対する参加促進 (3) 健康寿命延伸に向けた取組の推進 (4) スポーツの持つ多様な価値の発信 (5) トップアスリートとの交流機会の創出 (6) スポーツイベント等におけるボランティア活動の促進 (7) 総合型地域スポーツクラブの育成 (8) 指導者の育成等 (9) 公共スポーツ施設の充実・活用 (10) ICTの活用	滋賀県民総スポーツの祭典の開催 / ICT等の活用によるスポーツのきっかけづくりや習慣化 気軽に取り組める機会づくり / 運動・スポーツの効果の発信 / 団体等における女性の活動の促進等 身近な場所でのスポーツ機会の拡充 / スポーツボランティア活動の参加促進 ホームページやSNSによる情報発信／プロスポーツチーム等との連携による情報発信／スポーツに係る功績の情報発信 しがスポーツ大使と子どもたちをはじめとする県民との交流に対する支援 今後の大規模大会を見据えた研修等の実施・活動機会の提供 総合型クラブの機能充実 / 広域スポーツセンターの活動充実 / 組織体制・ガバナンスの確立 公認スポーツ指導者の育成支援 / 県内の指導者情報への活用に向けた取組 県立スポーツ施設の充実・活用 / 県立都市公園等のスポーツ施設の活用 スポーツイベントや県立スポーツ施設におけるオンライン手続の活用	◎成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率 【男女ともに70％以上】 ◎スポーツボランティア参加者数 【3,800人以上】 ◎公認スポーツ指導者数【4,300人以上】 ◎国体・国スポの監督に占める女性の割合 【25％以上】 ◎県内の公共スポーツ施設（社会体育施設・都市公園等における運動施設）の利用者数 【880万人以上】
	2 子どもの運動・スポーツ活動の充実 	(1) 子どもの運動（遊び）・スポーツ活動の機会の拡大 (2) スポーツ少年団の育成 (3) 小・中学校における体育・保健体育の授業改善 (4) 中学・高校生の運動機会の充実	幼児の運動遊びの充実 / 小・中学生の体力向上 スポーツ少年団活動の充実 / 指導者の確保・資質の向上 授業内容の充実 / 指導力の向上 / 望ましい生活習慣の定着 運動部活動の充実 / 指導者の育成 / 運動部活動の地域連携・地域移行	◎「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合 【小学5年生】 【男子74.0％以上 女子54.0％以上】 【中学2年生】 【男子62.0％以上 女子45.0％以上】
	3 障害のある人のスポーツ活動の充実 	(1) 障害のある人の参加機会の拡大と定着 (2) 障害者スポーツの理解促進 (3) 競技を志向する人への情報提供	スポーツ大会等の開催 / 地域における参加機会づくり / 指導者・ボランティアの養成 / 県立スポーツ施設等におけるバリアフリーの促進 障害者スポーツの啓発 / スポーツ施設管理者等の意識の醸成 活動充実のための相談対応・競技情報提供、競技紹介や魅力の普及等	◎障害者の週1回以上のスポーツ実施率 【50％以上】 ◎県障害者スポーツ大会等の参加者数 【1,600人以上】 ◎公認障がい者スポーツ指導者数【490人以上】
Ⅱ 「活力のある地域」をつくる 【地域】	4 スポーツを通じた連携・協働の推進 	(1) 地域とスポーツ団体等との連携・協働の推進 (2) 大学や企業、プロスポーツチーム等との連携・協働の推進	子どもの運動・スポーツ活動の推進 / 障害者スポーツ関係団体等との連携・協働 / 健康づくり・交流機会の拡充 大学や企業との連携 / プロスポーツチーム等との多様な連携	◎アスリートを採用した県内企業数【64社以上】 ◎県内のプロスポーツチーム等との連携およびスポーツを通じた大学との連携の件数【90件以上】
	5 スポーツを生かした地域の活性化 	(1) 豊かな自然環境や文化財等の観光資源を活用したスポーツの推進 (2) スポーツツーリズムの推進 (3) スポーツイベント等を生かした地域の活性化 (4) プロスポーツチーム等を生かした地域の活性化	自然環境や文化財等を活用したスポーツの推進 / 琵琶湖を舞台とした湖上スポーツの推進 官民連携によるスポーツイベント開催に合わせた旅行商品の造成等 びわ湖マラソンやBIWAKOクロカン、全国中学校駅伝大会、朝日レガッタの開催 観戦機会の増加等のための情報発信、発信力を生かした本県の魅力発信	◎スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数【1,200万人以上】 ◎滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数【12万人以上】
Ⅲ 感動を未来へつなぐ 【大規模大会】	6 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着 	(1) 選手の育成・強化 (2) 指導体制の充実 (3) 強化拠点の構築・環境の整備 (4) 大会後の競技水準の定着	ジュニア選手の育成・強化 / 成年選手の育成・強化・確保 / 女性アスリートの育成・強化 / 障害者スポーツ選手の発掘・育成・強化 指導者の養成・資質向上 / 組織的な競技力向上の推進 強化拠点の構築 / 練習環境の整備・競技用具の充実 / 医科学サポート体制の充実 ジュニア選手の発掘・育成システムの継承 / わたSHIGA輝く国スポ・障スポで活躍した選手の定着促進 / 持続的な指導者の確保 / オリンピック・パラリンピック候補選手の活動支援	◎国体・国スポ総合順位 【開催年 優勝、開催後 15位以内】 ◎日本代表強化指定選手数（R5以降の累計） 【オリンピック：125人以上 パラリンピック：100人以上】
	7 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承 	(1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等の開催 (2) レガシー創出・未来への継承	関係者の連携・協働による開催準備・大会運営 / スポーツ活動のきっかけにつながる情報発信 / WMG2027関西の開催準備 シンボルスポーツの創出・継承 / 大会運営等のノウハウの継承 / スポーツを支える文化の定着 / スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組	◎成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率 【男女ともに70％以上】（※再掲） ◎スポーツを観戦した県民の割合（テレビ観戦などは除く）【40％以上】 ◎スポーツボランティア参加者数 【3,800人以上】（※再掲）

- 14 -

第3期滋賀県スポーツ推進計画に基づく施策の実施状況説明書（概要版） （令和7年度実績）

第3期滋賀県スポーツ推進計画の概要

平成27年12月に公布、施行した滋賀県スポーツ推進条例に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする「第3期滋賀県スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）を令和5年3月に策定した。

- ・ 目指す姿 すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、感動を共有し、互いに連携・協働することを通じて、地域に誇りや愛着を持ち、健やかで豊かな生活を営むことができる共生社会の実現 —スポーツで滋賀を元気に！感動を未来へ！—
- ・ 基本方針 I 「健やかで豊かな生活」をつくる
 II 「活力のある地域」をつくる
 III 感動を未来へつなぐ
- ・ 施策 「人」「地域」「大規模大会」の視点から7つの施策を掲げる。
 1 生涯にわたるスポーツ活動の充実
 2 子どもの運動・スポーツ活動の充実
 3 障害のある人のスポーツ活動の充実
 4 スポーツを通じた連携・協働の推進
 5 スポーツを生かした地域の活性化
 6 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着
 7 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承
- ・ 計画期間 令和5年度～令和9年度（5年間）

■指標の達成状況

・ 達成率

【（実績-基準）／（目標-基準）×100】により算定

達成率がマイナスとなったものは「0%」、100を超えたものは「100%」としている。

・ 評価

滋賀県基本構想実施計画（第2期）に位置付けがある指標のうち同実施計画の年次目標を達成しているものは「A」、達成していないものは「B」、未集計は「N」として表している。ただし、同実施計画の年次目標に位置付けがない指標については、令和5年度は20%以上、令和6年度は40%以上、令和7年度は60%以上のものを「A」、令和5年度は20%未満、令和6年度は40%未満、令和7年度は60%未満のものを「B」として表している。

評価	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A：年次目標達成	7 項目	6 項目	8 項目
B：年次目標未達成	8 項目	9 項目	8 項目
N：未集計	1 項目	1 項目	0 項目
合計	16 項目	16 項目	16 項目

※再掲の指標は除く

第3期滋賀県スポーツ推進計画における指標および目標値・実績値

評価	項目数	指標	計画策定時 (基準値)	R7	目標値 (R9)	達成率(%)
A (年次目標達成)	8	②スポーツボランティア参加者数（延べ人数）	1,867人 (R3)	13,580人	3,800人以上	100
		③公認スポーツ指導者数	3,294人 (R4)	5,071人	4,300人以上	100
		⑤県内の公共スポーツ施設（社会体育施設・都市公園等における運動施設）の利用者数	7,630,300人 (H30)	8,492,281人	880万人以上	73.7
		⑧県障害者スポーツ大会等の参加者数（延べ人数）	899人 (R3)	2,155人	1,600人以上	100
		⑩アスリートを採用した県内企業数	46社 (R3)	70社	64社以上	100
		⑪県内のプロスポーツチーム等との連携およびスポーツを通じた大学との連携の件数	60件 プロチーム等：21件 大 学：39件 (R3)	104件 プロチーム等：21件 大 学：83件	90件以上	100
		⑬滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	42,174人 (R3)	231,682人	12万人以上	100
		⑭国体・国スポ総合順位	20位 (R4)	優勝	開催年：優勝 開催後：15位以内	100
B (年次目標未達成)	8	①成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率	男55.2% 女48.6% (R3)	男54.5% 女51.0%	男女とも70%以上	男 0 女 11.2
		④国体・国スポの監督に占める女性の割合	16% (R4)	19%	25%以上	33.3
		⑥「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	【小5】 男子69.1% 女子51.8% 【中2】 男子59.8% 女子38.2% (R4)	【小5】 男子70.7% 女子50.7% 【中2】 男子62.7% 女子37.7%	【小5】 男子74.0%以上 女子54.0%以上 【中2】 男子62.0%以上 女子45.0%以上	【小5】 男子 32.7 女子 0 【中2】 男子 100 女子 0
		⑦障害者の週1回以上のスポーツ実施率	38.4% (R4)	42.1%	50%以上	31.9
		⑨公認障がい者スポーツ指導者数	345人 (R3)	423人	490人以上	53.8
		⑫スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数	876万人 (R3)	1,003万人 (速報値)	1,200万人以上	39.2
		⑮日本代表強化指定選手数（令和5年度から令和9年度までの間の累計）	オリンピック：21人 パラリンピック：17人 (R3年度単年の指定選手数)	オリンピック：58人 パラリンピック：80人	オリンピック：125人以上 パラリンピック：100人以上	35.6 75.9
		⑰スポーツを観戦した県民の割合（テレビ観戦などは除く）	21.5% (R4)	25.9%	40%以上	23.8

※滋賀県基本構想実施計画（第2期）に位置付けがある指標のうち同実施計画の年次目標を達成しているものは「A」、達成していないものは「B」として表している。

ただし、同実施計画の年次目標に位置付けがない指標については、令和7年度が推進計画の3年目に当たることから、60%以上のものは「A」、60%未満のものは「B」として表している。

※再掲の指標は除いている。

【基本方針Ⅰ】「健やかで豊かな生活」をつくる

（施策１）生涯にわたるスポーツ活動の充実

【主な指標の状況】

指 標	策定時	R5	R6	R7	R9 目標値	達成率	評価
①成人（男・女）の週１回以上のスポーツ実施率	男性 55.2%	男性 54.9%	男性 54.6%	男性 54.5%	男女とも 70%以上	男性 0%	B
	女性 48.6%	女性 49.3%	女性 46.4%	女性 51.0%		女性 11.2%	B
	(R3)						

【主な施策の実施状況】

県民の誰もが参加できる「滋賀県民総スポーツの祭典」は、参加者の応募状況等により一部競技が中止となったが、全７部門 163 種目中 142 種目が開催された。全体の参加者数は 35,375 人であった。（昨年度参加者数 36,571 人）



（滋賀県民総スポーツの祭典）

【今後の方向性】

滋賀県民総スポーツの祭典をより一層多くの方々に参加していただける大会にしていく必要があるが、参加者の固定化等が課題である。より多くの方が参加できるよう、令和６年度には、親子で参加できる「交流の部」を新設したところであり、内容の充実を図るとともに、周知や広報を積極的に行うことで、祭典の活性化とともにスポーツ実施率の向上につなげる。

指 標	策定時	R5	R6	R7	R9 目標値	達成率	評価
②スポーツボランティア参加者数（本県ボランティア登録システム利用）	1,867 人 (R3)	1,300 人	2,259 人	13,580 人	3,800 人以上	100%	A

【主な施策の実施状況】

県内で開催する大型スポーツイベント等に向け、スポーツボランティアが登録する「ゲームコンダクター SHIGA」を活用し、令和７年度末時点で延べ 13,580 人が活動いただいた。（昨年度末の活動者数延べ 2,259 人）



（びわ湖マラソンボランティア）

【今後の方向性】

今後予定されている大規模スポーツイベントでボランティアとして活躍していただけるよう、多様なスポーツイベントでの活動機会の提供に取り組んでいく。

（施策3）障害のある人のスポーツ活動の充実

【主な指標の状況】

指 標	策定時	R5	R6	R7	R9 目標値	達成率	評価
⑧県障害者スポーツ大会等の参加者数	899 人 (R3)	1,796 人	2,053 人	2,155 人	1,600 人以上	100%	A
⑨公認障がい者スポーツ指導者数	345 人 (R3)	383 人	396 人	423 人	490 人以上	53.8%	B

【主な施策の実施状況】

障害者が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブおよび市町障害者スポーツ協会に委託し、パラスポーツ教室を実施した。（18 団体、参加者数（障害者）延べ 2,238 人）

例年開催している滋賀県障害者スポーツ大会は、全国障害者スポーツ大会選考会の部として、団体3競技（個人競技はリハーサル大会）を開催（参加者数延べ 613 人）するとともに、誰もが気軽にスポーツに親しめるスポーツフェスタの部として5競技を実施（参加者数延べ 349 人）した。



（パラスポーツ教室）

また、パラスポーツに関わる新たな指導者を育成するための講習会やパラスポーツに触れる機会の少ない県民に対してパラスポーツ体験会等のイベントの開催を委託し、パラスポーツに携わる人口を増加し、県民へのパラスポーツに対する理解促進を図った。（研修会6回、参加者数延べ 101 人、体験会4回延べ 3,466 人）

【今後の方向性】

総合型地域スポーツクラブや市町障害者スポーツ協会等を地域の活動拠点のひとつとして位置づけ、これまでパラスポーツ教室に取り組んできたノウハウを共有することで、パラスポーツに取り組む団体を増やすほか、パラスポーツに取り組める活動拠点の情報を地域の障害のある人に提供できる体制を整備する。

また、障害のない人がパラスポーツを気軽に体験できる場を設け、パラスポーツについて知ってもらうとともに、多様な団体が一堂に会する場を設け、パラスポーツの振興を図り、障害者の「する」「みる」「支える」の推進および、スポーツを通じた共生社会の実現のための課題の共有や対応策の検討、多様な主体間の連携を促進する。

【基本方針Ⅱ】「活力のある地域」をつくる

（施策5）スポーツを生かした地域の活性化

【主な指標の状況】

指 標	策定時	R5	R6	R7	R9 目標値	達成率	評価
⑬滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	42,174 人 (R3)	120,900 人	203,548 人	231,682 人	12 万人以上	100%	A

【主な施策の実施状況】

県内のプロスポーツチーム等（滋賀レイクス、東レアローズ滋賀、レイラック滋賀FC）の試合会場において、国スポ・障スポやワールドマスターズゲームズ2027関西の広告やのぼりの掲出を行い、両大会の周知と機運醸成を図った。

また、滋賀レイクスや東レアローズ滋賀のホームゲームを本県の冠試合として開催し、国スポ・障スポの競技体験ブースを設けるなどしてPRを展開した。



（レイラック滋賀FCホームゲーム）

【今後の方向性】

プロスポーツの盛り上げに一層取り組みながら、県内のプロスポーツチーム等の発信力を活用することで、県内・県外から観戦客を呼び込み、スポーツ振興を図るとともに地域活性化の一助となるように努めていく。

【基本方針Ⅲ】感動を未来へつなぐ

（施策6）わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着

【主な指標の状況】

指 標	策定時	R5	R6	R7	R9 目標	達成率	評価
⑭国体・国スポ総合順位	20 位 (R4)	17 位	8 位	優勝	本県開催年度 (R7): 優勝 本県開催後: 15 位以内	100%	A
⑮日本代表強化指定選手数 (令和5年度(2023 年度)以降の累計)	オリンピック: 21 人	18 人	38 人	58 人	125 人以上	35.6%	B
	パラリンピック: 17 人 (R3 年度単年の 指定選手数)	28 人	54 人	80 人	100 人以上	75.9%	A

【主な施策の実施状況】

国スポにおいて、男女総合成績1位、女子総合成績1位となり、目標であった「天皇杯」、「皇后杯」を44年ぶりに獲得することができた。

スポーツ特別指導員をはじめ選手指定強化対策事業による支援を受ける成年選手、高校生トップアスリート支援事業や強化拠点校所属の少年選手の躍進により、全種別で大きく得点をあげ、競技別男女総合成績で28競技、女子総合で23競技が入賞するなど、これまでの強化の成果を十分に発揮することができた。

一方、障スポにおいては、開催県ということで昨年の佐賀大会に比べて5倍以上の選手が出場した。目標としていた「全競技種目出場」を達成するとともに、それぞれの選手がベストを尽くした結果、個人競技で173個のメダルを、団体競技では身体障害者バレーボール男子が銅メダルを獲得するなど、過去最高のメダル獲得数となった。また、大会新記録を14種目で更新することができ、これまでの育成・強化の取組の成果を十分に発揮することができた。

【今後の方向性】

トップアスリートを目指す子どもたちのチャレンジを支援するため、「滋賀レイキッズ」の取組を継続するとともに、レイキッズ修了生が中学入学以降も全国大会や国際大会での活躍を目指し活動できるよう、競技団体が実施する事業を支援する。

また、国スポ・障スポの開催を通して培ったヒト・ノウハウや整備の進んだ施設など、大会に向けた取組の過程で得られた成果を活かし、競技水準を維持していくことはもとより、すべての県民が年齢や体力、意欲に応じてスポーツに親しみ挑戦できる機会の創出につなげる。



(わたSHIGA輝く国スポ解団式)

（施策7）地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承

【主な施策の実施状況】

国スポ・障スポは「みんなが輝く大会」を理念に、多くの主体の参画のもと開催することができた。開催にあたって、競技会場施設の整備や協議会の運営に対する市町への支援を行ったほか、テレビや新聞など多様な媒体を活用した広報に加え、街を国スポ・障スポ仕様に装飾するシティドレッシング事業などによる機運醸成の成果が表れ、両大会を通して、県内外から延べ約68万人もの来場者を迎えることができた。

また、令和6年4月1日付けで設置したレガシー2025 創出推進本部において、大会を契機にどのような滋賀づくりをしたいのか、どのような暮らしが作れるのかといった視点で、施策の磨き上げや新たな魅力創出につながる具体的施策について検討した。

【今後の方向性】

国スポ・障スポに向け培ってきた開催準備や大会運営のノウハウを継承し、令和9年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027 関西の大会運営を行っていく。

また、「スポーツの力で、かわる・つながる・ひろがる」の3本柱に、シンボルスポーツの創出・定着といったスポーツ振興にとどまらず、共生社会実現や環境配慮といった全庁的な取組を実施し、レガシーの継承・発展のための取組を推進していく。

第3期滋賀県スポーツ推進計画 に基づく施策の実施状況説明書

令和8年度滋賀県議会定例会
令和8年9月定例会議報告

(報第16号)

1 第3期滋賀県スポーツ推進計画の概要

平成27年12月に公布、施行した滋賀県スポーツ推進条例（以下「条例」という。）に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第3期滋賀県スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）を令和5年3月に策定した。

(1) 目指す姿

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、感動を共有し、互いに連携・協働することを通じて、地域に誇りや愛着を持ち、健やかで豊かな生活を営むことができる共生社会の実現
ースポーツで滋賀を元気に！感動を未来へ！ー

(2) 基本方針

- I 「健やかで豊かな生活」をつくる
- II 「活力のある地域」をつくる
- III 感動を未来へつなぐ

(3) 施策

「人」「地域」「大規模大会」の視点から7つの施策を掲げる。

- 1 生涯にわたるスポーツ活動の充実
- 2 子どもの運動・スポーツ活動の充実
- 3 障害のある人のスポーツ活動の充実
- 4 スポーツを通じた連携・協働の推進
- 5 スポーツを生かした地域の活性化
- 6 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着
- 7 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承

2 進行管理

(1) 達成率の算出方法について

推進計画策定時の現状を基準にして、目標数値に対する令和7年度の達成率を表している。

【（実績－基準）／（目標－基準）×100】

※達成率がマイナスとなったものについては「0%」、100を超えたものについては「100%」としている。

(2) 評価について

滋賀県基本構想実施計画（第2期）に位置付けがある指標のうち同実施計画の年次目標を達成しているものは「A」、達成していないものは「B」、未集計は「N」として表している。

ただし、同実施計画の年次目標に位置付けがない指標については、令和7年度が推進計画の3年目に当たることから、60%以上のものは「A」、60%未満のものは「B」として表している。

3 施策の実施状況

(基本方針Ⅰ) 「健やかで豊かな生活」をつくる

(施策1) 生涯にわたるスポーツ活動の充実

【施策目標】

年齢や性別、障害の有無を問わず、全ての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」自分らしくスポーツを楽しめるよう、機会の創出・拡充や環境の整備を図る。

指 標		計画 策定時	現 状				目標	達成 率 (%)	評価
			R5	R6	R7	R8	R9		
Ⅰ 「健やかで豊かな生活」をつくる									
指 標	1 生涯にわたるスポーツ活動の充実								
1	成人（男・女）の週 1 回以上のスポーツ実 施率	男性 55.2% 女性 48.6% (ともにR3)	54.9% 49.3%	54.6% 46.4%	54.5% 51.0%	－ －	70%以上 70%以上	0 11.2	B B
2	スポーツボランティ ア参加者数（本県ボ ランティア登録シス テム利用）	1,867人 (R3)	1,300人	2,259人	13,580 人	－	3,800人 以上	100	A
3	公認スポーツ指導者 数	3,294人 (R4)	3,997人	4,788人	5,071人	－	4,300人 以上	100	A
4	国体・国スポの監督に 占める女性の割合	16% (R4)	12%	14%	19%	－	25% 以上	33.3	B
5	県内の公共スポーツ施 設（社会体育施設・都 市公園等における運動 施設）の利用者数	7,630,300人 (H30) ※コロナ禍前	7,470, 932人	7,985, 494人	8,492, 281人	－	880万人 以上	73.7	A

【施策の総括】

成人の週1回以上のスポーツ実施率については、長期的にみると増加傾向にあるものの、令和4年以降ほぼ横ばいで推移している。また、年齢別では20歳台から50歳台までの世代の実施率が低くなっている。

スポーツボランティア参加者数については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）の開催に伴い、目標値を大きく上回った。

公認スポーツ指導者数については、順調に増加しており、スポーツ活動の充実や安全かつ効率的にスポーツに取り組む体制が充実してきている。

国スポの監督に占める女性の割合については、目標値を下回っているものの、前年度よりも増加した。

県内の公共スポーツ施設（社会体育施設・都市公園等における運動施設）の利用者数については、国スポ・障スポの開催に伴い、前年度よりも増加した。

生涯にわたるスポーツ活動の充実に向けて、県民の誰もが生涯にわたり自分らしくスポーツに取り組むことができるよう、「する」「みる」「支える」の各場面でスポーツに親しむ機会の創出・拡大や環境整備を進めていく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 県民総スポーツの機会づくりの推進（条例第10条、第11条）

ア 施策の実施状況

県民の誰もが参加できる「滋賀県民総スポーツの祭典」は、参加者の応募状況等により一部競技が中止となったが、全7部門163種目中142種目が開催された。全体の参加者数は35,375人であった。（昨年度参加者数36,571人）

イ 施策の今後の方向性

滋賀県民総スポーツの祭典をより一層多くの方々に参加していただける大会にしていく必要があるが、参加者の固定化等が課題である。より多くの方が参加できるよう、令和6年度には、親子で参加できる「交流の部」を新設したところであり、内容の充実を図るとともに、周知や広報を積極的に行うことで、祭典の活性化とともにスポーツ実施率の向上につなげる。

(2) 女性や働き盛りの世代に対する参加促進（条例第11条）

ア 施策の実施状況

女性のスポーツ活動への参加促進に向けては、オリンピック選手や産科・婦人科系スポーツドクターによる女性アスリート・指導者対象の講習会を実施するとともに、育児期の女性選手4人、女性指導者1人に対し国民スポーツ大会や強化練習会の参加時における託児サービス料等を支援した。

イ 施策の今後の方向性

今後も女性や働き盛りの世代が気軽に体を動かせる環境づくりに取り組むとともに、県内のスポーツ関係団体等とも連携を図る。

(3) 健康寿命延伸に向けた取組の推進（条例第12条）

ア 施策の実施状況

運動・スポーツに取り組むきっかけづくりや習慣化を目的として健康推進アプリ「B I W A - T E K U」を活用し、国スポ・障スポと連動したスタンプラリーや健康イベントを実施した。また、企業や庁内関係各課と連携し、観光資源を活用したスタンプラリーコースの作成および広報に取り組んだ。

第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）への選手団派遣や予選大会の開催を支援し、高齢者等の健康づくり・生きがいの活動を推進した。

イ 施策の今後の方向性

「B I W A - T E K U」の登録者数増を受け、ウォーキング習慣獲得へイベント連携広報や魅力的なコースづくりを継続して実施する。また、今年度は「運動習慣定着のための歩く環境づくり事業」を開始し、20～40歳代を対象に「気軽に歩く＋10」を展開し、「B I W A - T E K U」やポータルサイトで継続的な運動環境を整備する。

高齢者を中心とする健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図ることを目的に開催される第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026）への選手団派遣や予選大会の開催に対し、引き続き支援を行う。

(4) スポーツの持つ多様な価値の発信（条例第11条、第21条）

ア 施策の実施状況

スポーツに関する情報を総合的に発信するサイト「しがスポーツナビ！」に、本県ゆかりのアスリートのインタビューやパラスポーツ等を紹介する記事・動画を掲載し、SNS等も活用して滋賀のスポーツの魅力を発信した。国スポ・障スポの特設ページを開設するとともに、県内プロスポーツチーム等のページを充実させるなど、情報発信を強化した。

また、スポーツで活躍された方を表彰する「滋賀県スポーツ大賞」を実施するとともに、多年にわたりスポーツの普及や選手育成に成果をあげた方を表彰する「滋賀県スポーツ顕彰」を実施し、計185者に対して表彰を行った。併せて、国スポ・障スポで活躍した選手や大会を支えていただいた補助員、選手団サポーターに対し「湖国の輝き賞」を贈呈し、その功績を広く発信した。

イ 施策の今後の方向性

「しがスポーツナビ！」のホームページやSNSで話題性の高い情報をタイムリーに発信するほか、イベントカレンダーで県内プロスポーツチームの試合や県後援の各種大会情報を網羅してスポーツを「する」「みる」「支える」ための情報を迅速かつ柔軟に届ける。

また、パラスポーツ普及啓発動画を用いて、WEB広告を出稿することで、広く県民にパラスポーツについて周知する。

さらに、ボランティア参加・募集ページの増設や、SNSなどによる情報発信を強化し、サイトの魅力を向上させる。

(5) トップアスリートとの交流機会の創出（条例第11条）

ア 施策の実施状況

令和8年3月31日時点で、58人（団体）のトップアスリートに「しがスポーツ大使」に就任いただいております。各種団体や学校などがスポーツ教室の特別講師や陸上イベントのゲストランナー、人権研修会の講話者等として「しがスポーツ大使」を招聘する取組に対して費用補助を行うことで、県民との交流を促した。（実施件数38件、参加者数10,175人）

イ 施策の今後の方向性

スポーツをさらに盛り上げるため、スポーツ大使の広報を行いながら、積極的に交流機会の増加を図っていくとともに、各種団体や学校などが、国スポ・障スポ出場選手をスポーツ教室や研修会の講師等として招聘する取組に対して費用を補助する制度を設けることで、より一層県民との交流機会を創出していく。

(6) スポーツイベント等におけるボランティア活動の促進（条例第18条）

ア 施策の実施状況

県内で開催する大型スポーツイベント等に向け、スポーツボランティアが登録する「ゲームコンダクターSHIGA」を活用し、令和7年度末時点で延べ13,580人が活動いただいた。（昨年度末の活動者数延べ2,259人）

イ 施策の今後の方向性

今後予定されている大規模スポーツイベントでボランティアとして活躍していただけるよう、多様なスポーツイベントでの活動機会の提供に取り組んでいく。

(7) 総合型地域スポーツクラブの育成（条例第17条）

ア 施策の実施状況

一人ひとりの興味関心や競技レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型の総合型地域スポーツクラブを育成・支援するためのアシスタントマネージャー研修会を開催したほか、クラブアドバイザーをクラブに派遣し、運営や活動に対して助言を行った。

また、令和4年度から総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度が始まり、登録申請を促すことで県内58クラブのうち31クラブが登録された。

イ 施策の今後の方向性

総合型地域スポーツクラブの自主的かつ自立的な運営に向けて、後継者の確保や指導者の育成を図る。また、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録申請をより一層促すとともに、学校部活動の地域展開等に関する情報共有を進める。

(8) 指導者の育成等（条例第19条）

ア 施策の実施状況

公認スポーツ指導者については、スタートコーチ養成講座等を開催したことにより、公益財団法人日本スポーツ協会による公認スポーツ指導者資格の取得者数は年々増加しており、令和7年度末の登録者数は5,071人となった。（昨年度末の登録者数4,788人）

また、競技力の向上に向けた強化拠点校に優秀指導者を派遣する制度については、対象

校を11校11部とし、専門的な競技指導のできる指導者の配置を行い、継続して選手への指導ができる体制を整備したほか、わたSHIGA輝く国スポ（以下「国スポ」という。）に向け競技団体等が実施する強化事業に、高い見識と指導力を持つ優秀な指導者を招聘し、指導実践を通して選手の競技力向上、県内指導者の資質向上を図った。

イ 施策の今後の方向性

スポーツ指導者の確保や競技力の維持向上を目的として、引き続き公認スポーツ指導者数の増加を図るとともに、国民スポーツ大会で選手として活躍したアスリートが、指導者として滋賀県で活動が続けられる条件整備に取り組む。

あわせて、女性アスリートや女性指導者が直面する課題の解決に向けた事業を引き続き実施し、大会での活躍や指導者としての資質向上につなげる。

(9) 公共スポーツ施設の充実・活用（条例第20条）

ア 施策の実施状況

国スポ・障スポに向けて、会場となる施設の整備を進めた。主会場となる彦根総合スポーツ公園の再整備については、大会後に整備する施設を除いて令和7年3月までに整備が完了しており、第1種陸上競技場については「平和堂HATOスタジアム」、第3種陸上競技場については「平和堂げんきっこフィールド」として、いずれも令和5年4月から供用を開始した。

また、アリーナ整備については、令和4年9月に整備が完了し、「滋賀ダイハツアリーナ」として令和4年12月から供用を開始した。

さらに、草津市に対して県が財政支援した草津市立プールの整備については、「インフロニア草津アクアティクスセンター」として令和6年8月に供用を開始した。

イ 施策の今後の方向性

県民のスポーツ・健康づくりの中核施設となるよう、また、大規模大会の誘致やプロスポーツ等の活用により地域のにぎわい創りに向け、周辺環境等にも配慮しながら施設の活用を進めていく。

まず、大規模大会の誘致では、近隣の公園や市の施設等とも連携し、様々な大会が継続的に開催されるよう、県内競技団体と歩調を合わせながら県も積極的に誘致を進める。

次に、プロスポーツ等の活用では、プロチームに加えアマチュア団体との連携も強力に進め、プロ・アマ問わずスポーツ全体を盛り上げていけるよう、周辺市町、企業、自治会、商店街など地域と一体となって応援する環境づくりに取り組む。

さらに、県立スポーツ施設のネーミングライツパートナーや広告事業等を活用した歳入確保を図っていく。

(10) ICTの活用

ア 施策の実施状況

ICTを活用した施設管理業務の効率化に向けた取組として、職員が行っていた予約管

理業務のうち、柳が崎ヨットハーバーの利用申し込みをオンラインで行うシステムの構築を進め、運用を開始した。

イ 施策の今後の方向性

利用者にとってより利用しやすいシステムとなるよう、引き続き課題の整理を進めるとともにさらなる利用促進に向け検討を進める。

(施策2) 子どもの運動・スポーツ活動の充実

【施策目標】

全ての子どもが大人になっても楽しめるスポーツに出会い、体を動かす楽しさを実感し、継続して取り組める環境をつくる。

指 標		計画策定時	現 状				目 標	達成率(%)	評価
			R5	R6	R7	R8	R9		
I 「健やかで豊かな生活」をつくる									
指 標	2 子どもの運動・スポーツ活動の充実								
6	「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	【小学5年生】 男子69.1%	71.7%	73.5%	70.7%	－	74.0% 以上	32.7	B
	【小学5年生】	女子51.8%	50.3%	50.3%	50.7%	－	54.0% 以上	0	B
	【中学2年生】	(ともにR4)							
		【中学2年生】 男子59.8%	59.8%	59.0%	62.7%	－	62.0% 以上	100	A
		女子38.2%	36.3%	38.0%	37.7%	－	45.0% 以上	0	B
		(ともにR4)							

【施策の総括】

「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合は、前年度と比較すると、小学5年生男子および中学2年生女子で減少が見られた一方、小学5年生女子および中学2年生男子では増加が見られた。

こうした結果を踏まえ、児童生徒一人ひとりが「運動・スポーツは楽しい」と実感できるよう、好事例の横展開を図りながら運動・スポーツ機会の充実や体育授業の改善に取り組み、運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の育成につなげていく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 子どもの運動（遊び）・スポーツ活動の機会の拡大（条例第13条、第14条）

ア 施策の実施状況

令和7年度滋賀県民総スポーツの祭典「交流の部」において、親子で楽しむ「JAPANN GAMES パーク in わたSHIGA輝く国スポ2025～Game Changer Project～」を開催し、610人が参加した。

また、体育授業にとどまらず、学校教育活動全体を通じて児童生徒が生涯にわたりスポーツに親しむ習慣の基盤を築けるよう各学校に働きかけ、体力向上を推進した。家庭における運動習慣づくりに向けては、「体育の宿題」「お家でもチャレンジ」「元気アップチャンネル」の周知に加え、令和7年度には新たに「毎日ちょこっと運動カード」を作成し、近年の厳しい暑さにも配慮した自宅での運動習慣づくりとして、夏休み期間中を中心に各小学校を通じて周知・活用を呼びかけた。

イ 施策の今後の方向性

子どもの体力向上に向け、家庭での運動習慣の確立をめざし、「健やかタイム」「体育の宿題」「元気アップチャンネル」に加え、新たに作成した「毎日ちょこっと運動カード」「びわこ一周マラソンカード」等の活用を推進する。また、「湖っ子チャレンジランキング」に、より多くの児童が取り組めるよう、市町教育委員会等を通じて活用を促進し、運動の習慣化につなげる。あわせて新体力テスト「新・分析支援システム」により各校の体力状況を分析し、データを生かした授業改善や、運動が苦手な児童生徒も楽しさを感じられる体育授業の充実を図る。

(2) スポーツ少年団の育成（条例第13条）

ア 施策の実施状況

県スポーツ協会が主催するスポーツ少年団のリーダーを育成する「ジュニア・リーダースクール」やスポーツ少年団員の交流活動を推進する「スポーツ少年大会」、「スタートコーチ養成講習会」の開催を支援し、地域のスポーツ少年団で模範となって活動する団員とスポーツ少年団の理念を習得した指導者を育成した。

イ 施策の今後の方向性

スポーツ少年団の指導に当たり、公認のスポーツ指導者の資格が必要となったため、引き続き、県スポーツ協会が実施するスポーツ少年団の指導者養成に対して支援を行う。また、スポーツ少年団の活動が勝利至上主義から脱却し、自発的な運動から得られる「楽しさ」を享受できる機会となるよう、県スポーツ協会等と連携し地域に根差したスポーツ少年団の育成と活動の活性化を図る。

(3) 小・中学校における体育・保健体育の授業改善（条例第14条）

ア 施策の実施状況

小学校では、県小学校体育連盟体力向上専門部と連携した授業実践交流研修会のほか、

体育科を研究教科としない教員を対象とした指導力向上研修を実施した。研修においては、各運動領域の特性に触れながら児童が運動の楽しさを実感できる授業づくりに向けて指導のポイントを明確に示し、授業改善の充実を図った。

中学校では、学習指導要領に即した授業改善を推進するとともに、授業改善の枠組みとして作成した「滋賀モデル（单元ごとの指導計画等）」を活用し、運動への愛好的な態度の育成と体力の向上を重視した授業となるよう、授業者への助言等を行った。

イ 施策の今後の方向性

体育の授業改善サポートや小学校教員対象の授業実践交流研修会等を引き続き実施するとともに、各運動領域の特性に触れながら児童が運動の楽しさを実感できる授業づくりに向けて、指導改善のポイントを明確に示しながら取組を推進する。あわせて、幼稚園・こども園・保育所・小学校等の教員・保育士を対象とした指導力向上研修会に大学教授を招聘し、幼児期から児童期への系統性を踏まえた実技研修を行い、そこでの気づきを活かし、授業改善を図る。

中学校では、学習指導の質の向上と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりができるよう、学校訪問を行い、授業の分析と改善をサポートしていく。

(4) 中学・高校生の運動機会の充実（条例第14条）

ア 施策の実施状況

運動部活動については、日々の活動をはじめ、滋賀県中学校体育連盟主催の大会、滋賀県高等学校体育連盟主催の大会、また、全国高等学校野球選手権滋賀大会を予定どおり開催した。

部活動指導員（運動部）を市町立中学校に157名（64校）、県立学校に44名（30校）配置し、部活動の指導体制の充実を図った。また、中学校・高等学校の教員、部活動指導員を対象に、体罰防止および合理的・科学的指導方法の普及を目的とした研修会を開催した。

中学校部活動の地域連携・地域展開については、令和7年12月に文部科学省における「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定を受け、令和8年3月に「滋賀県における中学校部活動改革および地域クラブ活動の推進計画」を策定した。

令和7年度における国の実証事業（委託事業）では、県内13市町（大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町）において地域の実情に応じた取組を実施し、課題の検証を行った。

特別支援学校では、特別支援学校体育連盟が発足したことで、スポーツ交流大会の開催や各校のスポーツ活動を充実させ、児童生徒がスポーツに親しむきっかけづくりやスポーツを通じた社会参加の促進を図った。

イ 施策の今後の方向性

中学校部活動の地域連携・地域展開については、少子化が進む中でも、将来にわたって

生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保・充実することができるよう、学校・市町教育委員会・地域・競技団体・生徒・保護者等関係者の声を丁寧にヒアリングするとともに、地域全体で子どもたちの学びと体験を支えるという機運醸成を図り、地域の実情に応じた段階的かつ現実的な取組を支援・促進する。

また、部活動指導員（運動部）の配置については、運動部員が合理的かつ科学的な指導を受ける効果や、教員（顧問）の働き方改革への寄与に加え、今後、地域との連携による活動展開が期待されることから、学校や市町教育委員会の意向を踏まえた配置促進を図るとともに、国の施策・方針のほか、各市町の進捗状況や学校現場のニーズを踏まえ、柔軟かつ計画的な対策を検討する。

さらに、教員（顧問）や部活動指導員等を対象に、体罰・ハラスメント根絶や中高生指導に必要な視点をテーマにした研修を体系化し、継続的に実施する。

特別支援学校については、パラスポーツの普及と障害のある児童生徒たちが学校卒業後も継続してスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフの実現に向けて、引き続きスポーツを通じた共生社会の実現を進める。

（施策３）障害のある人のスポーツ活動の充実

【施策目標】

障害のある人が気軽にスポーツを楽しみ、継続して取り組める環境をつくる。

指 標		計画 策定時	現 状				目標	達成	評価
			R5	R6	R7	R8	R9	率(%)	
Ⅰ 「健やかで豊かな生活」をつくる									
指 標	3 障害のある人のスポーツ活動の充実								
7	障害者の週１回以上の スポーツ実施率	38.4% (R4)	-	-	42.1%	-	50% 以上	31.9	B
8	県障害者スポーツ大会 等の参加者数	899人 (R3)	1,796人	2,053人	2,155人	-	1,600人 以上	100	A
9	公認障がい者スポーツ 指導者数	345人 (R3)	383人	396人	423人	-	490人 以上	53.8	B

【施策の総括】

障害者の週１回以上のスポーツ実施率については、スポーツ推進計画の策定時と中間年、最

終年に調査を実施することとしており、令和7年度に調査を実施した。

県障害者スポーツ大会等の参加者数については、県障害者スポーツ大会に962人、全国障害者スポーツ大会（滋賀大会）に288人、スペシャルスポーツの広場に905人の参加者があり、合計で2,155人であった。

公認障がい者スポーツ指導者数については、県障害者スポーツ協会や県内大学で講習会を開催し、着実に指導者数を増加させることができている。

障害のある人のスポーツ活動の充実に向けて、身近な地域でパラスポーツに取り組める仕組み作りや、パラスポーツに携わる人口を増加させる取組等を行いながら、実施率の向上や理解促進に取り組んでいく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 障害のある人の参加機会の拡大と定着（条例第15条）

ア 施策の実施状況

障害者が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブおよび市町障害者スポーツ協会に委託し、パラスポーツ教室を実施した。（18団体、参加者数（障害者）延べ2,238人）

例年開催している滋賀県障害者スポーツ大会は、全国障害者スポーツ大会選考会の部として、団体3競技（個人競技はリハーサル大会）を開催（参加者数延べ613人）するとともに、誰もが気軽にスポーツに親しめるスポーツフェスタの部として5競技を実施（参加者数延べ349人）した。

イ 施策の今後の方向性

総合型地域スポーツクラブや市町障害者スポーツ協会等を地域の活動拠点のひとつとして位置づけ、これまでパラスポーツ教室に取り組んできたノウハウを共有することで、パラスポーツに取り組む団体を増やすほか、パラスポーツに取り組める活動拠点の情報を地域の障害のある人に提供できる体制を整備する。

パラスポーツの体験会や施設管理者等を集めた講習会などを開催し、パラスポーツの裾野を拡大するとともに、特別支援学校や福祉事業所との連携体制の構築・強化を図る。

(2) 障害者スポーツの理解促進（条例第15条）

ア 施策の実施状況

パラスポーツに関わる新たな指導者を育成するための講習会やパラスポーツに触れる機会の少ない県民に対してパラスポーツ体験会等のイベントの開催を委託し、パラスポーツに携わる人口を増加し、県民へのパラスポーツに対する理解促進を図った。（研修会6回、参加者数延べ101人、体験会4回延べ3,466人）

イ 施策の今後の方向性

障害のない人がパラスポーツを気軽に体験できる場を設け、パラスポーツについて知っ

てもらおうとともに、多様な団体が一堂に会する場を設け、パラスポーツの振興を図り、障害者の「する」「みる」「支える」の推進および、スポーツを通じた共生社会の実現のための課題の共有や対応策の検討、多様な主体間の連携を促進する。

(3) 競技を志向する人への情報提供（条例第15条）

ア 施策の実施状況

パラリンピックやデフリンピックに出場するなど、活躍が期待される優秀な選手に対し必要な情報提供を行うとともに、当該選手の強化活動を支援することにより、競技水準の向上を図った。（オリンピック・パラリンピック支援事業のパラリンピック等支援選手18人）

イ 施策の今後の方向性

競技としてスポーツに取り組むことを希望する人がより良い環境の中で競技を継続できるよう、引き続き支援を実施していく。

（基本方針Ⅱ）「活力のある地域」をつくる

（施策4）スポーツを通じた連携・協働の推進

【施策目標】

県民や大学、企業、地域、スポーツ団体等の多様な個人・団体が、スポーツを通じて主体的に連携・協働する。

指 標		計画 策定時	現 状				目標	達成 率(%)	評価	
			R5	R6	R7	R8	R9			
Ⅱ 「活力のある地域」をつくる										
指 標	4 スポーツを通じた連携・協働の推進									
10	アスリートを採用した県内 企業数	46社 (R3)	60社	68社	70社	－	64社 以上	100	A	
11	県内プロスポーツチーム等 との連携およびスポーツを 通じた大学との連携の件数	60件 (R3)	98件	96件	104件	－	90件 以上	100	A	

【施策の総括】

アスリートを採用した県内企業は令和6年度よりも2社増加し、70社となった。なお、県競技力向上対策本部が立ち上げた職業紹介所「SHIGAアスリートナビ」などの活用により、

令和8年4月の入社選手計6人の就職につなげることができた。

県内プロスポーツチーム等との連携およびスポーツを通じた大学との連携の件数は、スポーツ課および国スポ・障スポ大会局を中心にしつつ、人権や健康医療福祉分野等においても連携を進めることができている。

スポーツを通じた連携・協働の推進においては、プロスポーツチームの発信力の高さや大学のスポーツ分野の人材やノウハウを生かすことで、スポーツの推進だけでなく、各種行政分野の振興につなげていく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 地域とスポーツ団体等との連携・協働の推進（条例第11条、第17条）

ア 施策の実施状況

県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、各市町、各競技団体等と連携して、年齢や性別、障害の有無に関わらず誰もが参加できる「滋賀県民総スポーツの祭典」を通年開催した。（参加者数35,375人）

市町のスポーツ推進委員と連携しながら、ニュースポーツの体験やスポーツの取組事例の発表等の各種スポーツ推進に係る事業を実施した。

また、ひこね市文化プラザエコーホール（彦根市）で滋賀県スポーツ推進委員研修会を開催し、シンポジウムや事例研修等を通じて推進委員の資質向上に努めるとともに各市町から集まったスポーツ推進委員との交流を図った。（参加者数249人）

イ 施策の今後の方向性

滋賀県民総スポーツの祭典にさらに多くの人が参加できるよう、内容の充実を図るとともに、周知や広報を積極的に行うことで、祭典の活性化とともにスポーツ実施率の向上につなげる。

また、スポーツ推進委員の人材確保と活動の活発化に向けて、市町との連携を強化していく。

(2) 大学や企業、プロスポーツチーム等との連携・協働の推進（条例第17条）

ア 施策の実施状況

高い競技力を有する企業や大学等を指定（18団体18競技）して強化事業を実施し、国スポにおいてもローイングの実業団チームや馬術のクラブチームが大活躍した。

また、医科学サポートスタッフを競技団体が実施する強化練習会等に派遣し、滋賀県選手団の競技力向上に貢献した。

わたSHIGA輝く障スポ（以下「障スポ」という。）に向け不足するスタッフへの学生の参画について、県内大学に対し協力依頼を行い、競技別練習会への接続を行った。

県内プロスポーツチーム等との連携を図り、子どもを対象にスポーツ教室を実施した。また、滋賀レイクスや東レアローズ滋賀のホームゲームを県の冠試合として開催し、その

集客力を生かして、国スポ・障スポやワールドマスターズゲームズ2027関西をPRした。

イ 施策の今後の方向性

「SHIGAアスリートナビ」を活用し、今後も選手と県内企業のマッチングを図り、成年選手や指導者の確保に努めるとともに、国スポに向け構築してきた大学・企業等やスポーツ団体とのネットワークを活かし、競技水準の維持・向上に取り組んでいく。

加えて、県代表選手が各自のパフォーマンスを最大限に発揮するための心身のコンディショニングやドーピング防止に向け、医科学サポートスタッフによる指導を引き続き行っていく。

また、プロスポーツチーム等とも密なコミュニケーションを図りつつ、新たな取組を模索していき、県民の運動・スポーツへの関心を高め、からだと心の健康づくりや運動・スポーツ実施率の向上につながる事業を展開していく。

(施策5) スポーツを生かした地域の活性化

【施策目標】

琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や観光資源を生かしたスポーツの振興を通じて、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげる。

指 標		計画 策定時	現 状				目標	達成 率(%)	評価	
			R5	R6	R7	R8	R9			
Ⅱ 「活力のある地域」をつくる										
指 標	5 スポーツを生かした地域の活性化									
12	スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数	876万人 (R3)	992万人	955万人	1,003万人 (速報値)	-	1,200 万人 以上	39.2	B	
13	滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	42,174人 (R3)	120,900 人	203,548 人	231,682 人	-	12万人 以上	100	A	

【施策の総括】

スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数は令和3年の基準値よりも127万人増加した。なお、琵琶湖一周サイクリング体験者数（推計値）は、令和6年比で3.4%減の11.5万人となったが、3年連続で10万人以上に体験いただいた。

滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数は、滋賀レイクス、東レアローズ滋賀およびレイラック滋賀FCがそれぞれ観客動員数を伸ばしたことにより23万人以上（前年度比約3万人増）となり、昨年度に引き続き目標を達成した。

スポーツを生かした地域の活性化に向けて、ビワイチをはじめ滋賀の自然環境を生かしたスポーツやプロスポーツチームを盛り上げることにより、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 豊かな自然環境や文化財等の観光資源を活用したスポーツの推進（条例第16条、第17条）

ア 施策の実施状況

びわ湖毎日マラソンとびわ湖レイクサイドマラソンの伝統を引き継いだ市民マラソン大会「びわ湖マラソン」の第4回大会を開催し、県内外から多くの選手に参加いただいた。

（参加者数 7,477 人）

また、関西みらいローイングセンター（県立琵琶湖漕艇場^{そう}）において朝日レガッタ（参加者数 1,145 人）を開催するとともに、希望が丘文化公園においてBIWAKOクロカン（参加者数 1,209 名）を開催した。

イ 施策の今後の方向性

びわ湖マラソンについては、琵琶湖岸を走るコースや滋賀県の特産品の提供により、県内外から参加する多くのランナーの方々にスポーツや滋賀の魅力を発信しながら、地元地域の皆様からもランナーの皆様からも愛される大会として定着を図っていく。

また、朝日レガッタについては、本県を代表する伝統ある大会として湖上スポーツの普及と振興に取り組み、BIWAKOクロカンについては、希望が丘文化公園の競技環境を生かし、参加者のさらなる拡大に向けて内容や広報の工夫に取り組むなど、さらに充実した大会にしていく。

(2) スポーツツーリズムの推進（条例第16条、第17条）

ア 施策の実施状況

サイクリングについては、走行距離や訪れた施設に応じてポイントを貯める機能をアプリに実装し、貯めたポイントに応じて抽選で特典を付与する「サイクリングマイレージ」やデジタルスタンプラリー等の取組により、体験者数の増加や県内の周遊促進を図った。

イ 施策の今後の方向性

琵琶湖を一周する「ビワイチ」ルートだけでなく、県内各地の観光地や景勝地などを周遊する「ビワイチ・プラス」ルートをより一層PRするとともに、家族連れやサイクリング初心者を対象としたイベント等を通じて、誰でも、いつでも、どこでも楽しめる「ビワイチ」を目指す。

(3) スポーツイベント等を生かした地域の活性化（条例第16条、第17条）

ア 施策の実施状況

「びわ湖マラソン」の第4回大会を開催し、琵琶湖岸を走るコースや滋賀県の特産品の提供により、県内外から参加する多くのランナーの方々に滋賀の魅力を発信した。

第33回全国中学校駅伝大会を希望が丘文化公園で開催し、各都道府県代表チーム参加のもと、学校教育の一環として心身ともに健康な生徒の育成および相互の親睦等を図るとともに本県の魅力発信につなげた。（参加校数男女各48校、関係者・応援者等約13,300人）

また、新型コロナウイルス感染症の影響により2027年に延期となったワールドマスターズゲームズ2027関西の開催に向けて、関西マスターズ大会での啓発活動を行うなど、改めて大会の機運醸成を図った。

イ 施策の今後の方向性

びわ湖マラソンについては、参加者向けオプションツアーや宿泊プランの商品化、外国人参加者の募集などをより拡充していくことにより、滋賀の魅力を発信し、観光に繋がるよう取り組んでいく。

全国中学校駅伝大会については、今後も全国から集まる選手や応援者を温かく迎え入れながら、滋賀県や開催市である野洲市の魅力発信に取り組む。

ワールドマスターズゲームズ2027関西については、開催市実行委員会や競技団体の状況を踏まえて大会運営をはじめとする課題を整理するとともに、大会の機運醸成に向け、組織委員会等と連携して参加エントリーやボランティア募集の呼びかけ、県民の認知度アップにつながる広報を展開する。

(4) プロスポーツチーム等を生かした地域の活性化（条例第11条、第17条）

ア 施策の実施状況

県内のプロスポーツチーム等（滋賀レイクス、東レアローズ滋賀、レイラック滋賀FC）の試合会場において、国スポ・障スポやワールドマスターズゲームズ2027関西の広告やのぼりの掲出を行い、両大会の周知と機運醸成を図った。

また、滋賀レイクスや東レアローズ滋賀のホームゲームを本県の冠試合として開催し、国スポ・障スポの競技体験ブースを設けるなどしてPRを展開した。

イ 施策の今後の方向性

プロスポーツの盛り上げに一層取り組みながら、県内のプロスポーツチーム等の発信力を活用することで、県内・県外から観戦客を呼び込み、スポーツ振興を図るとともに地域活性化の一助となるように努めていく。

（基本方針Ⅲ）感動を未来へつなぐ

（施策6）わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着

【施策目標】

「選手の育成・強化」「指導体制の充実」「強化拠点の構築・環境整備」の取組の推進によ

る競技力の向上や、大会後の競技水準の定着を図る。

指 標	計画策定時	現 状				目 標	達成率 (%)	評価	
		R5	R6	R7	R8	R9			
Ⅲ 感動を未来へつなぐ									
指 標	6 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着								
14	国体・国スポ総合順位	20位 (R4)	17位	8位	優勝	－	本県開催年度 (R7)：優勝 本県開催後： 15位以内	100	A
15	日本代表強化指定選手数（令和5年度 (2023年度)以降の累計）	オリンピック 21人	18人	38人	58人	－	125人以上	35.6	B
		パラリンピック 17人 (令和3年度単年の指定選手数)	28人	54人	80人	－	100人以上	75.9	A

【施策の総括】

国スポにおいて、男女総合成績1位、女子総合成績1位となり、目標であった「天皇杯」、「皇后杯」を44年ぶりに獲得することができた。

スポーツ特別指導員をはじめ選手指定強化対策事業による支援を受ける成年選手、高校生トップアスリート支援事業や強化拠点校所属の少年選手の躍進により、全種別で大きく得点をあげ、競技別男女総合成績で28競技、女子総合で23競技が入賞するなど、これまでの強化の成果を十分に発揮することができた。

一方、障スポにおいては、開催県ということで昨年の佐賀大会に比べて5倍以上の選手が出場した。目標としていた「全競技種目出場」を達成するとともに、それぞれの選手がベストを尽くした結果、個人競技で173個のメダルを、団体競技では身体障害者バレーボール男子が銅メダルを獲得するなど、過去最高のメダル獲得数となった。また、大会新記録を14種目で更新することができ、これまでの育成・強化の取組の成果を十分に発揮することができた。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) 選手の育成・強化（条例第19条）

ア 施策の実施状況

県内在住の小学5年生40人を「滋賀レイキッズ第12期生」に認定し、11期生、12期生に対し育成プログラム（計27日間）を実施したほか、令和4年度から設置している「トライキッズ」に、レイキッズセレクトプログラム受検者の登録を促した。また、競技団体に対し、トライキッズが参加できる事業の実施を働きかけ、3競技の体験会を実施した。

少年種別については、「高校生トップアスリート支援事業」で認定した選手や各競技の強化指定選手に対して重点的に支援を行い、質・量ともに増やして強化事業に取り組んだ。

成年種別については、ふるさと選手等の活躍や県スポーツ協会による「スポーツ特別指導員」の雇用、「SHIGAアスリートナビ」を通じた県内企業での雇用などによる選手獲得により、国スポでの成績の向上につながった。

また、女性アスリートに対する支援の一環として、月経等女性特有の課題を抱える9人の医療機関受診に対し支援を行った。

障スポでは、大会出場選手を前年度に概ね確保できたことで、年度当初から各競技で目標を設定し、リハーサル大会や出場選手認定式を通じて意欲をもって育成・強化事業に取り組むことができた。

イ 施策の今後の方向性

トップアスリートを目指す子どもたちのチャレンジを支援するため、「滋賀レイキッズ」の取組を継続するとともに、レイキッズ修了生が中学入学以降も全国大会や国際大会での活躍を目指し活動できるよう、競技団体が実施する事業を支援する。

本県代表選手の育成・強化や、幅広い世代を対象とした一貫指導育成強化に向け、競技団体が取り組む事業を支援することで、競技水準の維持向上を図っていく。

障スポに向けて設定した目標を、「障害のある人の「する」「みる」「支える」の推進」および「スポーツを通じた共生社会の実現」へ転換し、パラスポーツに関する施策を総合的に展開していく。

(2) 指導体制の充実（条例第19条）

ア 施策の実施状況

競技団体等が実施する強化事業に全国レベルの優秀な指導者を定期的に招聘し、直接指導を受けることで選手の競技力向上、県内指導者の資質向上を図った。

また、各競技団体の強化担当者とプロジェクトチーム会議を頻繁に開催し、強化事業の遂行や関係各所への依頼、選手選考方法、選手のコンディション情報などの共有を綿密に行ったことで、万全の準備を整えて大会に臨むことができた。

さらに、障スポにおいては、事業に関わるスタッフについて、これまでのスタッフに加えて、トレーナーや学生などの協力を得ることができ、大会に向けた強化体制を拡充することができた。

イ 施策の今後の方向性

大会後の指導体制の充実を図るため、高い技術と豊富な競技経験を兼ね備えたアスリート指導員に対し、日本スポーツ協会公認指導者資格取得の支援を行うなど、質の高い指導者の育成に取り組んでいく。

また、国スポで活躍した選手が、選手や指導者として滋賀県で活動できるよう「SHIGAアスリートナビ」を活用し、県内企業とのマッチングを継続して行っていく。

(3) 強化拠点の構築・環境の整備（条例第19条）

ア 施策の実施状況

教職員が指導者や選手として国スポに向けた競技力向上対策事業に参加する際に生じる所属校への負担軽減のため、教育委員会と連携し県立学校に対する非常勤講師の配置を行ったほか、私立学校に対しても同様の趣旨の負担軽減を図った。

また、アスリートに向けた医科学サポートとして、代表選手を対象とするメディカルチェック、ドーピング防止に向けた「アスリートおくすり手帳」の制作、各大会や練習会にトレーナー派遣等を行った。

パラスポーツにおいては、「2025強化指定選手・スタッフリスト」に基づくスタッフ確保に取り組み、新たに20人のスタッフを確保した。

イ 施策の今後の方向性

国スポに向けて整備・充実された競技スポーツ拠点を、幅広い世代を対象にした競技スポーツの機会の場として維持するため、高等学校や公共スポーツ施設、全国レベルのトップリーグに参画する社会人チーム等を競技スポーツの拠点として支援する。

また、医科学サポートとして、国スポ派遣選手に対するメディカルチェックシステムの着実な運用、アンチ・ドーピング教育、トレーナー等の派遣を引き続き行っていく。

(4) 大会後の競技水準の定着（条例第19条）

ア 施策の実施状況

次世代アスリートの発掘・育成システム「滋賀レイキッズ」を継続して実施するとともに、就職支援システム「SHIGAアスリートナビ」協力企業の拡大に努め、新たに5社の登録を得るなど、大会後も滋賀に選手や指導者としてとどまることのできる環境整備に努めた。

イ 施策の今後の方向性

国スポ・障スポの開催を通して培ったヒト・ノウハウや整備の進んだ施設など、大会に向けた取組の過程で得られた成果を活かし、競技水準を維持していくことはもとより、すべての県民が年齢や体力、意欲に応じてスポーツに親しみ挑戦できる機会の創出につなげる。

（施策7）地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承

【施策目標】

国スポ・障スポやワールドマスターズゲームズ2027関西等の開催を契機として、地域の特性を生かした滋賀らしいレガシーを創出し、未来へ継承する。

指 標		計画 策定時	現 状				目 標	達成 率 (%)	評価
			R5	R6	R7	R8	R9		
Ⅲ 感動を未来へつなぐ									
指 標	7 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承								
16	成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率 ※再掲	男性 55.2% 女性 48.6% (ともにR3)	54.9% 49.3%	54.6% 46.4%	54.5% 51.0%	－ －	70%以上 70%以上	0 11.2	B B
17	スポーツを観戦した県民の割合（テレビ観戦などは除く）	21.5% (R4)	21.9%	22.4%	25.9%	－	40%以上	23.8	B
18	スポーツボランティア参加者数（本県ボランティア登録システム利用）※再掲	1,867人 (R3)	1,300人	2,259人	13,580人	－	3,800人以上	100	A

【施策の総括】

成人の週1回以上のスポーツ実施率については、長期的にみると増加傾向にあるものの、令和4年度以降、ほぼ横ばいで推移している。また、年齢別では20歳台から50歳台までの世代の実施率が低くなっている。（再掲）

スポーツを観戦した県民の割合（テレビ観戦などは除く）については、令和6年度と比較して、3.5%の増となり、令和4年度以降、増加傾向にある。

スポーツボランティア参加者数については、国スポ・障スポの開催に伴い、目標値を大きく上回った。（再掲）

地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承に向けて、令和7年に開催した国スポ・障スポおよび令和9年に開催するワールドマスターズゲームズ2027関西を通して県民が広くスポーツに触れる環境をつくるとともに、新たなシンボルスポートの誕生やスポーツボランティア文化の定着など様々なレガシーを創出していく。

【施策の実施状況および今後の方向性】

(1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ等の開催（条例第17条）

ア 施策の実施状況

国スポ・障スポは「みんなが輝く大会」を理念に、多くの主体の参画のもと開催することができた。開催にあたって、競技会場施設の整備や協議会の運営に対する市町への支援を行ったほか、テレビや新聞など多様な媒体を活用した広報に加え、街を国スポ・障スポ仕様に装飾するシティドレッシング事業などによる機運醸成の成果が表れ、両大会を通して、県内外から延べ約68万人もの来場者を迎えることができた。

イ 施策の今後の方向性

国スポ・障スポに向け培ってきた開催準備や大会運営のノウハウを継承し、令和9年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027関西の大会運営を行っていく。

(2) レガシー創出・未来への継承（条例第17条）

ア 施策の実施状況

令和6年4月1日付けで設置したレガシー2025創出推進本部において、大会を契機にどのような滋賀づくりをしたいのか、どのような暮らしが作れるのかといった視点で、施策の磨き上げや新たな魅力創出につながる具体的施策について検討した。

イ 施策の今後の方向性

「スポーツの力で、かわる・つながる・ひろがる」の3本柱に、シンボルスポーツの創出・定着といったスポーツ振興にとどまらず、共生社会実現や環境配慮といった全庁的な取組を実施し、レガシーの継承・発展のための取組を推進していく。

○滋賀県スポーツ推進条例

平成27年12月14日

滋賀県条例第60号

滋賀県スポーツ推進条例をここに公布する。

滋賀県スポーツ推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 スポーツ推進計画等（第8条・第9条）

第3章 スポーツの推進に関する施策の推進（第10条―第24条）

第4章 財政上の措置（第25条）

付則

スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上に重要な役割を果たすだけでなく、人々に夢や感動を与え、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらすなど、明日への活力をもたらす大きな力を持っており、生きる力となっている。

特に、次代を担う子どもたちにとって、スポーツは、何事にもくじけない心や公正さと規律を尊重する精神を培い、他人に対する思いやりや感謝、豊かな心を育むなど、人格の形成に大きく寄与している。

このようなスポーツが持つ力を最大限に活用して、障害の有無にかかわらず、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、生涯にわたり身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむ、未来を開くたくましい人づくりを進めていくとともに、スポーツによる交流を通じて、地域に誇りや愛着を持ち、活力ある地域づくりを進めていくことが必要である。

私たちは、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用しつつ、身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむこと等により、心身の健康の保持増進や体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現ができるよう、スポーツを推進していくことを決意し、ここに滋賀県スポーツ推進条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務ならびに県民、事業者およびスポーツ団体（スポーツの推進のための活動を行うことを主たる目的とする団

体をいう。以下同じ。)その他関係者(以下「スポーツ団体等」という。)の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 心身の健康の保持増進および体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図ることができるよう、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、生涯にわたりその体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができること。
- (2) 子ども(満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)が健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようにすること。
- (3) 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類および程度に応じ、必要な配慮または支援を行うこと。
- (4) 県のスポーツ選手(県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していたスポーツ選手をいう。以下同じ。)がスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)を向上させるとともに、優秀な県のスポーツ選手、その指導者その他スポーツの推進を担う専門的な知識および技術を有する者(以下「優秀な県のスポーツ選手等」という。)を育成すること。
- (5) 県民一人ひとりが公平かつ公正な環境の下でスポーツ活動を行うことができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備その他スポーツの推進を図るために必要な環境の整備を図ること。
- (6) スポーツを通じ、地域の特性に応じた世代間および地域間における交流を促進し、地域の一体感および協働の意識を醸成するとともに、県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ること。
- (7) 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツを重点的に推進すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

2 県は、スポーツの推進に関する施策の策定および実施に当たり、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツに対する関心および理解を深めるとともに、日常生活においてスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことにより、心身の健康の保持増進および体力の向上に努めるものとする。

2 子どもの保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身の健康の保持増進のためにスポーツ活動に参加できるように配慮するとともに、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上、地域におけるスポーツ活動への協力その他子どものスポーツ活動を推進するために必要な取組を行うよう努めるものとする。

3 県民は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員のスポーツ活動への参加の促進、スポーツを通じた従業員の運動を行う習慣の定着および健康づくりの推進、スポーツ活動に係る支援体制の構築等を図ることにより、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（スポーツ団体等の役割）

第6条 スポーツ団体等は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、スポーツ活動の充実、競技水準の向上等を図るため、スポーツの推進に資する活動に自主的かつ主体的に取り組むように努めるものとする。

2 スポーツ団体等は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町等との連携協力等）

第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市町および市町が委嘱するスポーツ推進委員（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定によるスポーツ推進委員をいう。）との連携協力を図るものとする。

2 県は、市町がスポーツの推進に関する施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

3 県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等は、スポーツの推進を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

第2章 スポーツ推進計画等

(スポーツ推進計画)

第8条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定するものとする。

2 スポーツ推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) スポーツの推進に関する基本的な方針

(2) スポーツの推進に関する施策の長期的な目標

(3) スポーツの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県スポーツ推進審議会の意見を聴かななければならない。

5 県は、スポーツ推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 県は、スポーツの推進に関する施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに、スポーツ推進計画を変更するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、スポーツ推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(実施状況の報告等)

第9条 県は、毎年度、スポーツ推進計画に基づく施策に係る実施状況を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第3章 スポーツの推進に関する施策の推進

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第10条 県は、県民一人ひとりが生涯にわたり体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができるようにするため、多様なス

スポーツ活動に参加する機会の提供、地域においてスポーツ活動を行うための環境の整備その他の県民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民参加の促進等)

第11条 県は、広報活動、啓発活動等を通じて、スポーツの重要性に対する県民の関心および理解を深めるとともに、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、スポーツ活動に参加しようとする意欲を高め、県民のスポーツ活動への参加を促進するものとする。

2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、または県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援もしくはスポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ（地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。以下同じ。）への活動の支援および参加の促進、地域が行うスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の心身の健康の保持増進等)

第12条 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上ならびに疾病の予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進および適切な休養の取得に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る啓発、スポーツを通じた心身の健康づくりに関する適切な情報の提供その他心身の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(子どものスポーツ活動の推進)

第13条 県は、子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上に向けた取組の促進、スポーツに関する指導者の確保および養成その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、幼児期からの子どものスポーツ活動の充実に向けた取組を促進するため、学校、家庭および地域ならびにスポーツ団体と連携して必要な施策を講ずるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第14条 県は、学校における子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育、運動部活動等の充実を図るため、教職員の資質の向上に努めるとともに、教員による指導の充実、地域における指導者の活用および環境の整備、地域におけるスポーツ活動との連携の強化その他学校における体育、運動部活動等の充実を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者のスポーツ活動の推進)

第15条 県は、障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を積極的に促進するため、障害の種類および程度に応じた障害者のスポーツ活動への参加の機会の提供、障害者がスポーツ活動を行うための環境の整備、障害者の競技水準の向上、障害者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の障害者のスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境等を活用したスポーツ活動の推進)

第16条 県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツに重点的に取り組むことができるようにするため、ボート、セーリング、カヌーその他琵琶湖等において行われるスポーツ活動への参加の促進、当該スポーツ活動を行うための環境の整備その他豊かな自然環境、観光資源等を活用したスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの推進を通じた地域の活性化)

第17条 県は、スポーツの推進を通じて、世代間および地域間の交流を促進し、地域の一体感および協働の意識を醸成するとともに、関係者が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ることができるようにするため、県民と県のスポーツ選手等との交流、地域の特性に応じたスポーツの推進に関する取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催または誘致、スポーツを通じた国際的な交流の促進、スポーツに関連する産業の振興、地域スポーツクラブへの参加の促進その他のスポーツの推進を通じた地域の活性化を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成、資質の向上等)

第18条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、優秀な

県のスポーツ選手等の育成、スポーツの推進に関わる者に対する研修の実施その他スポーツの推進に関わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(競技水準の向上)

第19条 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者の計画的な育成その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手がスポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるようにするため、県のスポーツ選手に対する練習のための環境の整備ならびに栄養の指導および管理、スポーツに関する科学的知見の活用の促進その他県のスポーツ選手が能力を最大限に発揮するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、スポーツの普及および競技水準の向上を図るために事業者、大学等が行うスポーツへの支援に対し、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るため、県のスポーツ選手の心身の健康の保持増進および安全の確保、指導者等の研修、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター(スポーツによる事故等の治療等に携わる専門的な知識および技能を有する医師をいう。)等の活用の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第20条 県は、県民のスポーツ活動への参加の促進およびスポーツ活動を通じた交流の促進を図るため、スポーツ施設の整備および管理を行うものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設の整備および管理を行うに当たっては、民間の資金等を活用するよう努めるとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう努めるものとする。

(普及啓発等)

第21条 県は、県民がスポーツに対する関心および理解を深め、日常生活においてスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツの推進に向けた普及啓発、多様な学習の機会の提供その他県民がスポーツに対する関心および理解を深め、スポーツを行う意欲を高めるため

に必要な措置を講ずるものとする。

(調査分析等)

第22条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、定期的にスポーツの推進に関する実態について調査を行い、当該調査に係る情報および資料を分析し、ならびに提供するものとする。

(顕彰)

第23条 県は、スポーツで顕著な成果を収めた者およびスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(推進体制の整備)

第24条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第4章 財政上の措置

第25条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている滋賀県スポーツ推進計画は、第8条第1項の規定により策定されたスポーツ推進計画とみなす。

○滋賀県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月30日

滋賀県条例第16号

〔滋賀県スポーツ振興審議会条例〕をここに公布する。

滋賀県スポーツ推進審議会条例

（題名改正〔平成23年条例56号〕）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（全部改正〔平成23年条例56号〕）

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事または教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

（追加〔平成23年条例56号〕）

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、臨時の委員若干人を置くことができる。
- 3 委員および臨時の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

（一部改正〔平成23年条例56号・28年26号〕）

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。
- 3 臨時の委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

（一部改正〔平成23年条例56号〕）

（会長および副会長）

第5条 審議会に会長および副会長1人を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成23年条例56号〕)

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員および議事に関係のある臨時の委員の総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会長は、会議の議長となる。

- 4 会議の議事は、出席委員および議事に関係のある出席臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成23年条例56号〕)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、滋賀県観光文化スポーツ部において処理する。

(一部改正〔平成23年条例56号・28年26号・31年9号・令和8年4号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(一部改正〔平成23年条例56号〕)

付 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第101号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成23年条例第56号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成28年条例第26号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和8年条例第4号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。